

## 産業用地活用可能性調査事業業務委託 仕様書

### 1 適用

本仕様書は、産業用地活用可能性調査事業業務委託の公募公告で定めるもののほか、業務内容や留意事項を定めるものである。

### 2 目的

本業務は、公的産業団地に立地する企業の事業拡大に向けた取組を支援するとともに、新たな企業の立地を促進するため、公的産業団地周辺部における産業用地としての活用可能性を調査することを目的とする。

### 3 業務の内容

業務内容は、下記のとおりとする。

#### (1) 岡山県を取り巻く産業立地の動向

全国と本県における産業立地動向の現状と今後について整理する。

#### (2) 1次候補地の選定

県が指示する公的産業団地の周辺部について、机上調査を行い産業用地としての活用可能な1次候補地10箇所程度を選定する。

##### 1) 調査対象

公的産業団地 20～30 箇所

##### 2) 机上調査

既存資料をもとに各候補地に関して考察、評価を行う。

①市町村のまちづくり計画等への位置づけ

②各種法規制

③周辺の交通条件

④災害リスク、埋蔵文化財

⑤上記に含まれていない項目

#### (3) 現地調査

1次候補地の現地調査を行う。

#### (4) 2次候補地の選定

現地調査及び市町村へのヒアリング等を踏まえ総合評価を行い、産業用地としての活用可能性が高い2次候補地5箇所程度を選定する。

##### 1) 調査対象

1次候補地

##### 2) 評価項目

①用地取得の難易

②造成の難易

③上下水道、電力整備の難易

④周辺整備の協力体制

⑤上記に含まれていない項目

(5) 開発計画の検討

2次候補地について、具体的な産業団地整備に向けた開発方針を整理した上で土地利用計画図を作成する。併せて、概算工事費、開発スケジュール等を作成し、今後の産業団地を整備するにあたっての開発手法の検討、課題や対策を整理する。

- ①開発方針の検討
- ②土地利用計画図の作成
- ③概算事業費、開発スケジュールの作成
- ④開発手法の検討、課題及び対策

(6) 2次候補地を対象としたアドバイザー業務

県及び2次候補地の該当市町村に対して、開発手法に関する先進事例を踏まえ、候補地に適応した開発の実現性を高める手法のアドバイスを行う。また、企業の立地動向等に関する情報提供、効果的な企業誘致の実現性を高めるアドバイスを行う。

(7) 打合せ等

業務を円滑に実施するため、打合せは業務の主要な区切りにおいて行うこととする。

打合せは、原則として、Web 会議システムで行うものとするが、これにより難しい場合は、発注者と協議すること。

#### 4 成果物

本業務の報告書部数は1部とする。

併せて、成果品を格納した「電子媒体」を1部納品すること。

#### 5 業務に係る留意事項

受託者は、業務を履行するにあたり、契約書に定めるもののほか、下記の事項を遵守するものとする。

(1) 基本事項

- 1) 受託者は、関係法令を遵守すること。
- 2) 受託者は、業務上取扱う個人情報等を契約書の定め及び関係法令その他の社会的規範を遵守し、適切に管理すること。
- 3) 受託者は、業務上知り得た情報等について、契約期間中はもとより、契約終了後においても他に漏洩してはならない。
- 4) 受託者は、業務の実施にあたっては、発注者の指示に従うこと。
- 5) 受託者は、業務において本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、発注者と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めること。

(2) 再委託

- 1) 受託者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2) 受託者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。

(3) 権利義務

- 1) 受託者は、契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはな

らない。

2) 受託者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

(4) 著作権

1) 受託者は、成果物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、発注者に著作権を無償で譲渡するものとする。

2) 受託者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が成果物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意するものとする。

3) 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、成果物の内容を自由に公表することができるものとする。

(5) 損害

受託者は、業務中の事故や第三者に及ぼした損害について、一切の責任を負うものとする。

(6) 業務委託料の支払

受託者は、発注者が成果物で業務の完了を確認した後でなければ、業務委託料の支払を請求することができない。